

令和4年第3回（9月）大郷町議会定例会会議録第4号

令和4年9月8日（木）

応招議員（14名）

1番	吉田耕大君	2番	佐藤藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

出席議員（12名）

1番	吉田耕大君	2番	佐藤藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	9番	和賀直義君
10番	高橋重信君	11番	石垣正博君
12番	千葉勇治君	14番	石川良彦君

欠席議員（2名）

8番	石川壽和君	13番	若生寛君
----	-------	-----	------

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中	学君	副町長	武藤	浩道君
教育長	鳥海	義弘君	総務課長	遠藤	龍太郎君
財政課長	熊谷	有司君	まちづくり政策課長	千葉	昭君
復興推進課長	武藤	亨介君	復興推進課技監	門脇	匡哉君
税務課長	小野	純一君	町民課長	片倉	剛君
保健福祉課長	鎌田	光一君	農政商工課長	高橋	優君
地域整備課長	三浦	光君	会計管理者	伊藤	義継君
学校教育課長	菅野	直人君	社会教育課長	赤間	良悦君
代表監査委員	雫石	顕君			

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉恭啓 次長 齋藤由美子 主事 上杉琉日

議事日程第4号

令和4年9月8日(木曜日) 午前10時開議

- | | | |
|-------|------------|------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 議案第63号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第3 | 認定第1号 | 令和3年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 認定第2号 | 令和3年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 認定第3号 | 令和3年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第6 | 認定第4号 | 令和3年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第5号 | 令和3年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第6号 | 令和3年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第7号 | 令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第8号 | 令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第9号 | 令和3年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第12 | 報告第14号 | 健全化判断比率について |
| 日程第13 | 報告第15号 | 資金不足比率について |
-

本日の会議に付した案件

- | | | |
|------|------------|---------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 議案第63号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第3 | 認定第1号 | 令和3年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 認定第2号 | 令和3年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |

日程第 5	認定第 3 号	令和 3 年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	認定第 4 号	令和 3 年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	認定第 5 号	令和 3 年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	認定第 6 号	令和 3 年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	認定第 7 号	令和 3 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 0	認定第 8 号	令和 3 年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 1	認定第 9 号	令和 3 年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 1 2	報告第 1 4 号	健全化判断比率について
日程第 1 3	報告第 1 5 号	資金不足比率について

午 前 1 0 時 0 0 分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

熱海議員。

7 番（熱海文義君） 私自身の考えなのですが、昨日午後から高橋重信議員が欠席をしました。本会議中です。訳を聞いたら、定期検診ということでした。

定期検診というのは、医者との相談で予定を組んで定期健診となるはずですが。それをこれまで何十年とやってきた議員が9月の定例会を分かっている、なぜ9月のこの定例会中に予定を入れたのか。ちゃんと議会や町民に説明責任を果たすべきだと思いますが、お計らいをお願いします。

議長（石川良彦君） このことについては、後ほど議会運営委員会の中で論議していただきたいと思います。あるいは議会改革の特別委員会もありますので、その中で皆さんで論議していただいて、それなりの対応を図っていただきたいと……、熱海議員。

7 番（熱海文義君） 議長、それでも議会だけじゃなくて、執行部の皆さんだ

って何で昨日ここにいなかったのか。

それだけでもここで論議していただいてもいいんじゃないかと思うんですけれども。

議長（石川良彦君） 欠席の理由ということですか。（「はい」の声あり）分かりました。（「理由というか、何でそこに予定を入れたのか」の声あり）高橋重信議員。

10番（高橋重信君） 昨日の欠席については、今回の定例会は長いので、今まで定期検診は行ってきたわけなんですけど、医師のほうからたまたま指定され、議会の中ではあったのですが、健康面、肝腎な私の肝臓の部分なものですから検査すべきかなということでした。以上です。

議長（石川良彦君） だそうでありますから、それでは、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、10番高橋重信議員、11番石垣正博議員を指名いたします。

日程第2 議案第63号 工事請負契約の締結について

議長（石川良彦君） 日程第2、議案第63号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 皆さんおはようございます。

それでは、議案第63号 工事請負契約の締結についての提案理由の説明を申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

議案第63号工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大郷町条例）第8号第2条の規定により議会の議決を求める。

1 契約の目的

令和4年度中粕川地区復興まちづくり防災避難緑地造成工事第1期

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

一金 2 億 130 万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,830 万円。

4 契約の相手方

仙台市宮城野区中野 5 丁目 4 の 34 城北興業株式会社仙台支店
令和 4 年 9 月 8 日提出

大郷町長 田 中 学

議案第 63 号につきましては、令和 4 年度中粕川地区復興まちづくり防災避難緑地造成工事第 1 期の工事請負契約の締結に当たり、工事予定価格が 5,000 万円以上となりますことから、地方自治法並びに条例の定めるところにより議会の議決を求めるものでございます。

初めに、工事の概要を説明いたします。

工事の概要ですが、土工が盛土工 V = 2 万 1,800 立方メートル、排水構造物工一式、舗装工 A = 3,610 平方キロメートル、植栽工、張り芝工 A = 5,400 平方キロメートル、撤去工附帯工一式でございます。

工期につきましては、議決された日の翌日から令和 5 年 3 月 31 日までとしたところでございます。

本件につきましては、設計金額が 5,000 万円以上の工事でありましたので、担当課より提出されました条件付一般競争入札執行に係る決定条件書に基づき、8 月 2 日に入札参加条件設定委員会を開催し、資格条件を設定いたしました。

この会議において設定した主な入札参加条件は、土木一式工事の承認格付け A ランクで、A 事項審査結果の総合評定値が 850 点以上であること、入札公告において単体であれば宮城県内に本店または本店から委任を受けた支店等を有すること、共同企業体につきましては、構成員のうち 1 社が宮城県内に本店を有する者、特定建設業の許可を有していること、直接雇用関係のある監理技術者を専任で配置できること、平成 24 年度以降に国または地方公共団体から元請として軟弱地盤における不等沈下または液状化に留意した地下埋設管渠工に係る契約を履行した実績があること、なお、監理技術者においても同様の実績を有する者としたところでございます。

8 月 5 日に条件付一般競争入札公告を行い、設計図書等の閲覧、参加申請書の受付期間を経て、8 月 23 日、入札参加資格判定委員会を開催しました。

入札参加申請に当たっては、今回落札した城北興業株式会社仙台支店を含め3者からの申請があり、条件判定の結果、全て適格者であると判定し、その旨通知の上、8月30日に入札を執行いたしました。

入札の結果ですが、予定価格2億2,243万1,000円に対し、最低入札価格は城北興業株式会社仙台支店の1億8,300万円でしたが、この額は、低入札調査基準価格として設定した2億18万7,900円を下回っていたため、大郷町低入札価格取扱要綱第3条の規定により、落札の決定を留保するとともに、9月1日に同社からヒアリングを実施の上、9月2日に低入札価格調査委員会を開催し、契約内容に適合した履行が確保できるか、審議したところでございます。

審議の結果ですが、同社は、営業年数で53年を数える会社であり、経営状況及び信用状況にも特段の所見はなく、品質の確保に万全を期するという中で受注意欲もあり、また、他の地方公共団体からも同種工事を受注しているなど、これまでの工事の実績より、十分に施工可能な範囲内において積算し、応札したものと認められること、本工事に関し利益の確保が見込まれることなどの理由により、入札価格は企業努力の範囲内と判断でき、工事施工に当たり、契約内容に適合した履行がなされると認められました。

このことにより、最低入札価格をもって入札した城北興業株式会社仙台支店を落札者として決定し、契約金額を消費税及び地方消費税の額を加算した2億130万円として、9月7日付で工事請負仮契約を締結したところでございます。

以上で、議案第63号工事請負契約の締結についての提案理由の説明を終了いたします。

審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質問に入ります。ございませんか。7番熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 昨日も全協で質問した内容でございますが、今回の工事が第1期ということなんですが、昨日の全協の私の質問で2期で終わらせたいというような答弁もらったんですが、2期で終わらせるということは、きちんとしたこの完成図があってそういう答弁があると思うんですが、今のところ1期目の工事も幾らかかるか分からない。完成図もないということなんですけれども、これいつまでに出すのか。

完成図がないまま1期進んでしまったら、もう進んでいくしかないんですけれども、3期かかっても4期かかっても、そういう感じになって

いくと思うんですよ。

だから、完成図というのはきちんとあるんじゃないかと思うんですが、その辺はどうなんですか

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

完成図につきましては、現在発注済みであります防災コミュニティセンターの設計業務の中で、建物と一体化して利用価値の高い土地の有効活用利用を検討した中で、一応今年度末を目安に防災広場の完成形の図面を作成してまいりたいと考えてございます。

ただ、今回行っています事業につきましては、一般的な建設工事と違う特質がございまして、復興事業というところで計画を立てながら期間を限った中でスピーディーに進めていかなきゃならないという、ちょっと難しい特殊性を抱えておりますので、住民の皆さんの意向なども確認しながら、必要なものにつきましては、そのメンテナンス等も含め、有効活用を検討した中で、議会のほうに承認を図り、同意をいただきながら進めてまいりたいと考えてございます。

今回発注した工事の内容につきましては、不可逆的な部分といえますか、基本的な盛土の工事までとさせていただいております。以上です。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

4番（大友三男君） なかなかはっきりしない答弁返ってきていないようなんですけれども、同じような質問になりますけれども、現在町が危険な区域として条例で指定した区域に中粕川地区復興まちづくり宅地造成工事費が当初の提案に加え、第2期工事として追加され、倍増した経緯があります。

さらに、当初示された復興計画に追加として、防災コミュニティセンター拡張工事計画や屋根のある野外避難所を新たに造るとする追加計画といった、復興の名の下に後から後から追加工事の計画が出てきていますけれども、今回も宅地造成工事を行っている同じ地区に防災避難緑地としての防災工事第1期として2億130万円の工事費が提案され、さらに、昨日の全員協議会の中で、追加事業も想定していて、追加工事が発生する可能性があるというような説明もありましたけれども、その答弁をした中で、最終的に追加工事を含め、防災緑地の避難緑地の事業が総額で幾らかかるのか。これ想定していると思うんです。追加工事もあり得るといふようなことでの答弁しているわけですから、最終的に総額どのぐらい想定しているのかお伺いします。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

最終的な基本形につきましては、正直申し上げまして今鋭意精査中ですので、そちらが固まらないと出てこないのが正直なところでございます。

また、全協等で御説明させていただいておりますとおり、全体事業費の中で、現在動いております、ここから上回るもの、さらに追加になるものにつきましては、丁寧に議会のほうにお諮りさせていただいて、御承認をいただきたいと考えてございます。以上です。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

4番（大友三男君） なかなか、後から後から追加するというようなことも今後もそういうことでやっていきますよという理解しましたんですけども、これ、あと、大体この面積以前の資料からちょっと出してみたんですけども、多少違いはあると思いますけれども、約1万4,000平方キロメートル、一応この計画ですね。今回出してきた計画、避難緑地の面積なんですけれども、これどこが管理するというふうになるのか。

さらに、造成時だけじゃなく、この緑地関係、年間どのくらいの維持費が必要になるのか。コスト計算もして提案していると思うんですけども、このコスト計算もしないで、ただ提案している、そんなずさんな計画ではないと思うので、ちゃんと試算しているような数字を教えてくださいんですけども。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

緑地自体のコスト計算につきましては、今後こういったものを計画していくかによって変動するものと考えてございますので、現在のところ詳細なシミュレーションは行ってございません。以上です。

町長（田中 学君） 大変、熱海議員も大友議員もこの事業に対する御心配ありがとうございますと感謝申し上げます。

この場所につきましては、かねてから申し上げておりますが、国土交通省もあの決壊した堤防、今後このような悲惨な災害が起こさないためにもどのような強靱化を図るかということをお大変前向きに、そして、今までにない復興事業を手がけるという観点に立って、相当な工事費を費やしてございます。

このことを地元の皆さんも理解され、我々為政者も中粕川地区の住民が今後安心して生活をする、また、次世代も新しい希望に満ちた地域づ

くり希望したいという、そういう考えの下で我々今この事業を進めているところでもあります。

地域がよくなる。今までよりもよくなるという絶対条件をもって今進めている事業でございますので、これが完成した暁には民間企業も新たなあの前川地区圃場整備につながるような新たな発想で民間企業にも目をつけてもらえるような、そんな魅力的な地域づくりを進めるという覚悟で進めてございますので、皆さん、御心配なく御協力をいただきたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 昨日、全員協議会でお示しいただいた図なんですけれども、堤防線と中粕川線がぶつかる道があると思うんですけれども、接続部分、その接続部分の安全対策について、どのようにお考えなのかお伺いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

安全対策と申しますのは、交通上の安全対策というところですか。

まず、交通規制上の安全対策につきましては、県警の交通規制課と綿密な調整、協議を行ってございまして、当然主交通、副交通含めまして、一時停止制御してまいりたいと考えてございます。

工事に対する留意点につきましては、今回軟弱地盤対策等の工種を盛り込んでございますので、そちらで丁寧な沈下観測を行いながら十分な沈下が行った時点で道路等仕上げていくという流れになります。

ただ、こちらまだ国の堤防の工事がここ着手されていない部分でもございますので、今回は特殊処理もうたわせていただいておりますが、国の事業と綿密な調整を行いまして、しっかり安全なものを構築してまいりたいと考えております。以上です。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） それは、中粕川線のことなんですけれども、堤防のこの流れ、大きい道があるんですけれども、そこから中粕川の中線に入るときの対策というのもお伺いしたいんですけれども、信号ないし、何か予定されているのかお伺いします。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

現在では推定の交通量、算出してございまして、県警の御判断でこちらについては信号整備の必要は今のところないだろうという判断をいた

だいております。

ただ、将来形を考えて、供用開始した後に信号制御等の必要が発生してきた場合につきましては、こちらについては、そのときの道路管理者の判断で設置してまいる考えでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回の工事名が防災避難緑地造成工事ということになっているんですが、令和元年度の台風19号災害間もなくにして、3年後にして、本日の豪雨被害が7月15、16日にあったわけですが、そのことの勉強する中で、今回この防災避難緑地造成工事を、計画を計上されているわけですが、提案されているわけですが、その後7月15、16日以降今日まで、どのような調査されているのかお聞きしたいと思います。必要性について。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

防災避難緑地の必要性につきましては、復興ビジョンを基本といたしまして、その後継続的に国交省さんなり県と協議してきた中で、直近としましては、方針としてはもう決定してございますので、ここを造るということの決定については、最近協議したものはございません。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうすると、その後台風の、あの豪雨の15、16日以降調査していないというふうなことでございますが、私、避難緑地という名の下に、地域がどのようにこの場所に関心を持ったのか。それ持たなくて、調査しなくて、果たして必要性があるのかどうか。

今回は、ましてや山地帯のほうからの水があふれたということがあった場合に、川じゃなく山ですから、川のほうに近づいて、こっちに避難所として来てもいいと思うんですが、その辺の利用状況というか、この町民の要望ですか、その辺についてちゃんと聞く必要があったと思うんですね。

今回、それ聞かないということは、あえてこれ造る必要もないのではないかと思う、これも一理あるわけですが、その辺は総合的に考える必要があるんじゃないですか。どうなんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

こちらの計画につきましては、昨年度作成しました地域防災計画の中

の位置づけとしての作成となっております。

直近の雨の影響につきましては、議員おっしゃいますとおり、そういった今後の内水被害等も含め、施設をどのようによりよいものにしていったらいいか、またソフト対策も併せまして、ちょっと地元のほうと議論のほう深めてまいりたいと考えてございます。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私ね、そうしたもの、町の説明でああそういう考えもあるんだなということで、あえて計画もあまりそういう、いう気しなかったんですが、今回の7月15、16日の豪雨によって、この必要性が高まったのかどうか。この辺もっと確認する必要があると思うんですね。

それが調査もしていない、ましてや、山のほうが山のほうからどっちかという川水よりも山のほうがあふれた水が今回災いしているわけで、そういう点では、避難緑地として今回造成しているこの工事、この地域にもっともっと人が集まってもいいのではないか。あるいは、そういう面での調査なども住民の意向の調査もする必要があるのではないかとと思うんですが、それがないということについて、極めて今回の造成工事について、あまりにも令和元年度の計画だけに偏った姿であって、ちょっとその辺は広く考えた場合には、もっともっと調査する必要があると思うんですよ。

その辺についてどのように考えていますか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） ただいまの質問に対して、関連して申し上げますが、内水の影響が大きいということが前川承水路の破堤につながったということから、石原地区の人をはじめ、関係者と県の幹部を呼んで現地調査をして、今後の対策を考えたということであります。

7月15、16のあの雨で中粕川の問題は1つもないという状況であります。

私も次の日から入っていますが、木の崎のあの裏山、今回も見てまいりました。みんな、あの中粕川に安全地帯が確保されて、中粕川地区のよりどころにして、新しい文化を創造していくんだという、この思いは人一倍強いのが、あの木の崎、石原、中粕川の皆さんですよ。

それを何でどうのこうの、今までここまで来るまでの間何時間もかけて、何回も議論してきてここに到達した。これをどうするっていうんだ。止めろっていうのか。冗談じゃないよ。終わり。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

計画につきましては、あくまでも令和元年台風の被災を、状況を基に策定して実行してございます。

こういったハード事業につきましては、ある被災をきっかけとして綿密な計画を立て、1つの基準を基に工事を行っていくわけですが、非常に時間がかかるものでございます。

今回被災を受けた新たな、新たなというか、もともとの浸水ハザードの推定されている場所での内水被害だったと考えてございますが、新たな経験につきましては、またそこからじゃどうしましょうかという議論をさらに深めていって、ハードに移していく必要があるものについては、ハードに移していきますので、今回は、あくまでも令和元年台風を指針として整備しているものでございまして、今年の被災経験につきましては、改めまして、客観的なデータでもっていろいろなことを検討し、未来につなげていきたいと考えてございます。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。10番高橋重信議員。

10番（高橋重信君） この工事、盛土工あるいは排水構造物あるわけなんですけれども、今の天候大分雨が続くわけなんですけれども、工期が延びるとか、そういうことなく、できるだけ早くやるためには、いろいろな対策をしていただきたいと。そのように考えます。

それで、ここまで煮詰まってきた計画があるのであれば、あそこに完成予想案ですか、そういうのを掲げていただいて、粕川の人たち、あるいはあそこを通る町外の人たち、ああ、こういうのできるのかなど。ましてや、県道になった場合、あそこ通る町外の人たちがすばらしいところだなど、そう思えるような形のほうに持って行っていただきたいと思えます。

まずは、完成予想図が作成できるのであれば、立てていただきたいと思いますが、この辺の見解。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

現段階におきましても完成予想図案的なものは小さくですが、掲げさせていただきます。

担当課としまして、やはり地元のほうに足しげく通っておりますと、時間がたつにつれていろいろな御要望が追加で出てくる事実はございます。

ただ、思いとしましては、中粕川の方々だけではなく、これ以上の、

やはり莫大な費用をかけておりますので、町内全域の方が、また、町外も含めまして、憩いの場となるような場所を造り上げていきたいという思いはございますので、こちらにつきましては、中粕川の方から要望いただいたから、じゃ造りますではなくて、しっかりと議会にお示しした中で、審議を深めてまいりたいと考えてございますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

復興版につきましては、でき次第、その方向で検討させていただきます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第63号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第 3	認定第 1 号	令和 3 年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4	認定第 2 号	令和 3 年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	認定第 3 号	令和 3 年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	認定第 4 号	令和 3 年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	認定第 5 号	令和 3 年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	認定第 6 号	令和 3 年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳

入歳出決算の認定について

日程第 9 認定第 7 号 令和 3 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 認定第 8 号 令和 3 年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 認定第 9 号 令和 3 年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議長（石川良彦君） 次に、日程第 3、認定第 1 号 令和 3 年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 4、認定第 2 号 令和 3 年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 5、認定第 3 号 令和 3 年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 6、認定第 4 号 令和 3 年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 7、認定第 5 号 令和 3 年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 8、認定第 6 号 令和 3 年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 9、認定第 7 号 令和 3 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 10、認定第 8 号 令和 3 年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 11、認定第 9 号 令和 3 年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、認定第 1 号から認定第 8 号について説明を求めます。会計管理者兼会計課長。

会計管理者（伊藤義継君） 皆さんおはようございます。それでは、認定第 1 号から認定第 8 号までの提案理由を御説明いたします。

初めに、各会計の決算の概略について御説明申し上げます。

決算書 1 ページ、令和 3 年度大郷町各種会計決算額総括表を御覧いただきたいと思っております。

なお、数値につきましては、以降 1,000 円単位とし、歳入につきましては C 欄の収入済額、予算対比、歳出については E 欄の支出済額、予算対比の順に御説明させていただきます。

まず、一般会計です。

歳入 75 億 3,320 万 4,000 円、96.42%、前年度に比べて約 14 億 6,700 万円の減となっております。

歳出 68 億 1,769 万 2,000 円、87.26%、前年度に比べて約 15 億 6,800 万円

の減です。

国民健康保険特別会計。

歳入 9 億 7,135 万 9,000 円、101.15%、前年度に比べて約 6,200 万円の増です。

歳出 9 億 3,165 万 4,000 円、97.02%、前年度に比べて約 4,900 万円の増です。

介護保険特別会計です。

歳入 10 億 8,071 万 5,000 円、99.74%、前年度に比べて約 1,200 万円の増です。

歳出 10 億 5,685 万 3,000 円、97.54%、前年度に比べて約 2,400 万円の増です。

後期高齢者医療特別会計です。

歳入 8,443 万 1,000 円、99.62%、前年度に比べて約 300 万円の増です。

歳出 8,397 万 3,000 円、99.08%、前年度に比べて約 300 万円の増です。

下水道事業特別会計です。

歳入 2 億 6,001 万 2,000 円、100.39%、前年度に比べて約 40 万円の増です。

歳出 2 億 5,387 万 7,000 円、98.02%、前年度に比べて約 300 万円の増です。

農業集落排水事業特別会計です。

歳入 5,608 万 5,000 円、100.14%、前年度に比べて約 1,700 万円の減です。

歳出 5,317 万 8,000 円、94.95%、前年度に比べて約 1,400 万円の減です。

戸別合併処理浄化槽特別会計。

歳入 7,801 万 7,000 円 94.17%、前年度に比べて約 1,600 万円の増です。

歳出 6,799 万円、82.07%、前年度に比べて約 1,200 万円の増です。

宅地分譲事業特別会計です。

歳入 3 億 4,242 万 7,000 円、73.29%、前年度に比べて約 3 億 1,900 万円の増です。

歳出 3 億 1,600 万 4,000 円、67.64%、前年度に比べて約 3 億 400 万円の増です。

それでは、認定第 1 号について御説明いたします。

決算書 3 ページを御覧いただきたいと思います。

認定第 1 号 令和 3 年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度大郷町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月5日 提出

大郷町長 田 中 学

決算内容について御説明いたします。

初めに、歳入です。

5 ページの収入済額を御覧いただきたいと思います。

1 款町税12億5,084万9,000円。前年度比7.2%増です。町民税が2,000万円、固定資産税が6,000万円増えたことから、全体では前年度に比べて8,300万円増となりました。不納欠損額は93万5,000円、収入未済額は前年度比で558万3,000円減の3,011万9,000円となっております。

2 款地方譲与税4,785万7,000円、前年度比1.4%増です。

3 款利子割交付金29万1,000円、前年度比26.0%減です。

4 款配当割交付金261万8,000円、前年度比46.1%増です。

5 款株式等譲渡所得割交付金298万5,000円、前年度比48.4%増です。

6 款法人事業税交付金1,688万4,000円、前年度比118.3%増です。

7 款地方消費税交付金1億9,875万3,000円、前年度比7.7%増です。

8 款ゴルフ場利用税交付金6,453万6,000円、前年度比7.5%増です。

9 款環境性能割交付金444万円、前年度比9.0%増です。

10 款地方特例交付金4,592万9,000円、前年度比483.4%増です。令和3年度から新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として3,804万4,000円が新たに交付されたものです。

11 款地方交付税17億6,647万7,000円、前年度比6.9%増です。特別交付税、震災復興特別交付税は減額となりましたが、普通交付税が同額となったことから、約1億1,000万円の増となりました。

次のページになります。

12 款交通安全対策特別交付金81万3,000円、前年度比3.8%減です。

13 款分担金及び負担金767万9,000円、前年度比39.8%減です。災害復旧事業費の分担金などの減によるものです。なお、収入未済額は、老人保護措置費用徴収金になります。

14 款使用料及び手数料7,399万8,000円、前年度比5.0%増です。収入未済額は、町営住宅使用料になります。

15 款国庫支出金14億3,801万円、前年度比41.1%減です。台風19号災害に伴う国庫負担金や新型コロナウイルスワクチンの接種費負担金、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業補助金、子育て世帯等臨時特別支援事業補助金などが増えましたが、1人当たり10万円を交付した特別定額給付金事業補助金や地方創生臨時交付金の減額などにより、約10億円の減

となっております。なお、収入未済額は、令和4年度への繰越事業に係るものです。

16款県支出金8億7,499万7,000円、前年度比11.9%増です。新みやぎ農協のカントリーエレベーターに係る農林水産業補助金や、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る商工費補助金の増によるもの。

17款財産収入2億1,273万4,000円、前年度比49.2%の減です。令和2年度に旧粕川小学校敷地建物の売払い代金の多くが入ったことなどから、減額となりました。

18款寄附金4,969万8,000円、前年度比40.8%の減。ふるさと応援寄附金の減によるものです。

19款繰入金4億2,236万5,000円、前年度比14.6%の減です。各種基金繰入金の減によるもの。

20款繰越金2億5,396万8,000円、前年度比8.2%の減です。繰越明許及び事故繰越分を含めた前年度の繰越金となります。

21款諸収入1億5,173万円、前年度比16.4%の増です。雑入におきまして、市町村新型コロナウイルス感染症防止事業支援金や、後期高齢者医療療養給付費返還金があったことや、学校給食収入、ポートピア事業交付金、場外馬券場所在区交付金が増えたことが主な理由となります。

なお、収入未済額は奨学資金貸付金、災害援護資金貸付金とおおさと地域振興公社に対する交付金返納金になります。

次のページになります。

22款町債6億4,858万7,000円、前年度比43.9%の減です。災害復旧事業債の減などによるものでございます。なお、収入未済額は令和4年度への繰越事業に係るもの。

以上、収入済額の合計は75億3,320万4,695円となっております。

11ページを御覧ください。

次に、歳出について御説明いたします。

支出済額欄を御覧いただきたいと思います。

1款議会費9,509万6,000円、前年度比0.9%の減です。議員共済負担金の減が主な理由でございます。

2款総務費11億4,120万3,000円、前年度比47.0%の減。主な支出は、人件費、電算システム関連経費、ふるさと応援寄附金関連経費、基金積立て、庁舎管理費、防災経費、住民バス運行経費、選挙執行経費などです。旧粕川小学校解体工事や町長、県知事、衆議院の選挙執行経費などが増えましたが、1人10万円の特別給付事業が終了したことや、各種基

金積立金の減額などにより、約10億円の減となりました。なお、翌年度繰越額は、庁舎などの無線LAN環境構築事業、行政手続オンライン化対応事業、町有財産測量等事業、町道未登記処理事業、町有財産改修等事業に係るものでございます。

3款民生費13億5,790万8,000円、前年度比9.8%の増です。主な支出は人件費のほか、老人福祉費、障害者福祉関連経費、児童手当やすこやか子育て医療費助成、保育事業、児童館運営などの児童福祉費関連経費などです。新型コロナウイルス感染症の影響長期化に伴います住民税非課税世帯などへの世帯当たり10万円の特別給付金や、子供1人当たり10万円の子育て世帯臨時特別給付金の支給などにより増額となっております。なお、翌年度繰越額は、住民税非課税世帯等給付事業に係るものでございます。

4款衛生費4億5,304万6,000円、前年度比2.8%の増です。主な支出は、人件費のほか、各種健診や母子保健事業、環境衛生事業、黒川病院やごみ処理などの黒川行政負担金、特別合併処理浄化槽特別会計繰出金などです。新型コロナウイルス予防接種関連経費が増えたことなどにより増額となったもの。なお、翌年度繰越額は、水道料コンビニエンスストア収納事業構築事業に係るもの。

5款農林水産業費8億8,879万9,000円、前年度比50.3%の増です。主な支出は、人件費のほか、農業委員会経費、農業振興や畜産振興に係る補助金、交付金事業、開発センターやふれあいセンター21、縁の郷物産館の管理業務、林業振興事業などへ補助。前川地区圃場整備に関する委託料や新みやぎ農協のカントリーエレベーターに対する補助金、多面的機能活動組織交付金、ふれあいセンター21の屋根、外壁塗装等工事の増が主な理由となっております。なお、翌年度繰越額は、物産館外トイレ改修事業に係るもの。

6款商工費9,626万1,000円、前年度比14.2%の増です。主な支出は、人件費のほか、商業振興及び観光振興に係る経費でございます。事業者に対する新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金や事業継続支援金の交付金の増が主な理由となっております。

7款土木費8億969万1,000円、前年度比34.9%の増です。主な支出は、人件費のほか、道路や橋梁、公園、町営住宅の管理に係る経費や定住促進のための助成金や奨励金、令和元年東日本台風からの復興事業、宅地分譲事業特別会計への繰出金などです。災害公営住宅敷地造成工事、郷郷ランド複合遊具設置工事、中粕川の復興まちづくりに伴う測量設計や

土地購入費、宅地分譲事業特別会計への建設費繰出金などが増えたことにより増額となったもの。なお、翌年度繰越額は、道路補修事業、道路新設改良事業、中粕川地区宅地かさ上げ事業、河川緊急しゅんせつ事業、町営住宅改修事業、災害公営住宅建設事業、大窪城址公園歩道修繕事業、地域活性化拠点整備事業、中粕川地区防災拠点整備事業に係るものです。

8款消防費2億390万9,000円、前年度比8.5%の増です。主な支出は、消防団運営経費や消防施設整備経費、黒川行政への負担金などです。黒川行政への消防経費負担金の増が主な理由です。

次のページになります。

9款教育費7億7,135万3,000円、前年度比40.5%の減です。主な支出は、人件費のほか、教育委員会運営経費、小中学校社会教育、社会体育の教育事業や施設管理、学校給食運営事業などです。中央公民館解体工事費や学校給食の賄い材料費、給食費助成金などが増えましたが、GIGAスクール構想に伴う小中学校の教材備品購入やネットワーク整備工事、中学校のトイレ改修工事、物産館とフラップ大郷21の改修工事の完了に伴う減額が主な理由でございます。なお、翌年度繰越額は、木の崎分館修繕事業、文化会館電動椅子修繕事業に係るものです。

10款災害復旧費8億8,824万5,000円、前年度比51.3%の減です。主な支出は、令和元年東日本台風災害に係る測量設計や復旧工事費です。災害廃棄物処理事業の令和2年度完了が減額の主な理由となっております。なお、翌年度繰越額は、公共土木施設災害復旧事業、農業施設災害復旧事業、公共施設災害復旧事業、物産館災害復旧事業、町営住宅災害復旧事業、学校給食センター厨房機器災害復旧事業に係るものでございます。

11款公債費4億1,217万3,000円、前年度比8.4%の増。町債の元金及び利子の償還金となります。

12款予備費につきましては、当初予算額1,000万円から176万2,000円を充用いたしました。

以上、支出済額の合計は68億1,769万2,453円となっております。

予算現額に対する執行率は87.26%、翌年度繰越額を含めた実質執行率は94.5%となっております。

次に、142ページを御覧ください。

実質収支に係る調書について説明いたします。

歳入総額75億3,320万4,000円、歳出総額68億1,769万2,000円、歳入歳出差引額7億1,551万2,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額1億8,844万2,000円、実質収支額は5億2,707万円になり

ます。なお、実質収支額のうち3億5,000万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき基金繰入額とするものでございます。

以上で令和3年度大郷町一般会計歳入歳出決算の説明について終わります。

次に、認定第2号について御説明いたします。

143ページを御覧ください。

認定第2号 令和3年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月5日 提出

大郷町長 田 中 学

それでは、決算内容について御説明いたします。

初めに、歳入です。

145ページの収入済額欄を御覧ください。

1 款国民健康保険税 1 億4,530万6,000円、前年度比269万1,000円の増です。不納欠損額は252万6,000円、収入未済額は1,651万2,000円となりました。

2 款使用料及び手数料 6 万6,000円は、保険税の督促手数料となります。

3 款県支出金 7 億3,862万8,000円は、保険給付費等交付金で、前年度比で7,551万6,000円の増となりました。

4 款財産収入 6 万7,000円は、基金の預金利子です。

5 款繰入金 7,802万7,000円は、一般会計と財政調整基金からの繰入れです。

6 款繰越金 720万5,000円は、前年度の繰越金です。

7 款諸収入 201万9,000円は、保険税延滞金が主なものとなります。

8 款国庫支出金 3 万8,000円は、制度改正に伴うシステム改修のための補助金となります。

以上、収入済額合計は 9 億7,135万9,754円です。

次のページを御覧ください。

歳出になります。

1 款総務費 902万9,000円は、システム関連経費、国保連合会負担金、保険税完納報奨金及び子育て支援補助金が主なものです。

2 款保険給付費 6 億9,015万9,000円は、療養給付費、療養費、高額療

養費、葬祭費などの支出です。療養給付費と高額療養費が増えたことにより、前年度比で6,416万円の増となりました。

3款国民健康保険事業費納付金2億1,619万円は、医療給付費分、後期高齢者支援金、介護納付金をそれぞれ県に納付したものでございます。

4款共同事業拠出金43円は、退職者共同事業の負担金です。

5款保健事業費1,184万1,000円は、特定健診及び特定保健指導、医療費通知、各種住民健診に対する助成金などの疾病予防対策事業に要した経費でございます。

6款基金積立金6万7,000円は、財政調整基金の利子積立てです。

7款諸支出金436万6,000円は、保険税の過年度分還付金、県補助金の返還金及び前年度の精算による一般会計への繰出金です。

8款予備費では、国保団体への負担金支払いのため、当初予算額100万円から3万6,000円を充用いたしました。

以上、歳出済額の合計は9億3,165万4,349円となっております。

次に、162ページを御覧ください。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額9億7,136万円、歳出総額9億3,165万4,000円、歳入歳出差引額3,970万6,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は3,970万6,000円になります。なお、実質収支額のうち3,500万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき基金繰入額とするものでございます。

以上で令和3年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

議長（石川良彦君）　ここで10分間休憩といたします。

午 前 11時00分　休 憩

午 前 11時10分　開 議

議長（石川良彦君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

会計課長、よろしく申し上げます。

会計管理者（伊藤義継君）　引き続きよろしく申し上げます。

次に、認定第3号について御説明いたします。

163ページを御覧ください。

認定第3号　令和3年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付

けて議会の認定に付する。

令和4年9月5日 提出

大郷町長 田 中 学

決算内容について御説明申し上げます。

初めに、歳入です。

165ページの収入済額欄を御覧ください。

1 款保険料 2 億1,734万7,000円、前年度比961万6,000円の増です。不納欠損額は56万円、収入未済額は151万4,000円となりました。

2 款使用料及び手数料 1 万6,000円は、督促手数料となります。

3 款支払基金交付金 2 億6,853万5,000円は、第2号被保険者に係る支払基金からの交付金などです。

4 款国庫支出金 2 億4,591万2,000円は、介護給付費の国庫負担金や調整交付金となります。

5 款県支出金 1 億5,417万4,000円は、介護給付費の県負担金と地域支援事業交付金となります。

6 款財産収入 2 万3,000円は、基金の預金利子です。

7 款繰入金 1 億8,118万1,000円は、一般会計と介護給付費等準備基金からの繰入金です。

8 款繰越金 1,345万3,000円は、前年度の繰越金です。

9 款諸収入 7 万円は、保険料延滞金などです。

以上、収入済額合計10億8,071万5,378円です。

次ページを御覧ください。

歳出になります。

1 款総務費 1,337万8,000円は、電算システム経費や認定調査員人件費、黒川行政への負担金、介護保険運営委員会経費などです。第8期介護保険事業計画策定業務が完了したことなどから、前年度比で735万1,000円の減となりました。

2 款保険給付費 9 億9,143万7,000円は、居宅介護サービス、予防サービス、高額介護サービス、高額医療合算介護サービス、特定入所者介護サービスに係る経費です。前年度比で2,535万1,000円の増で、施設介護サービス等給付費の増が主な理由となっております。

3 款地域支援事業費 4,219万円は、地域支援事業を通して実施する訪問介護サービス、健康長寿対策事業、包括支援センターの運営経費などです。

4 款基金積立金 2 万3,000円は、準備基金に係る利子積立てです。

5 款公債費はありませんでした。

6 款諸支出金653万5,000円は、保険料の還付金並びに国などへの年度精算に伴う返還金です。

7 款繰出金328万7,000円は、精算に伴う一般会計への繰出金です。

8 款予備費では、訪問通所事業費支払いのため、当初予算額300万円から6万4,000円を充用いたしました。

以上、支出済額の合計は10億5,685万3,343円です。

次に、186ページを御覧ください。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額10億8,071万5,000円、歳出総額10億5,685万3,000円、歳入歳出差引額2,386万2,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は2,386万2,000円になります。なお、実質収支額のうち2,000万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき基金繰入額とするものです。

以上で令和3年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

次に、認定第4号について御説明いたします。

187ページを御覧ください。

認定第4号 令和3年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月5日 提出

大郷町長 田 中 学

決算内容について御説明いたします。

初めに、歳入です。

189ページの収入済額欄を御覧ください。

1 款後期高齢者医療保険料6,040万6,000円は、年金からの特別徴収及び普通徴収による保険料収入で、収入未済額は8,000円です。

2 款使用料及び手数料1万4,000円は、保険料の督促手数料です。

3 款国庫支出金はありませんでした。

4 款繰入金2,353万2,000円は、一般会計からの事務費繰入金などです。

5 款繰越金47万5,000円は、前年度からの繰越金です。

6 款諸収入4,000円は、保険料還付金です。

以上、収入済額合計8,443万2,876円です。

次のページを御覧ください。

歳出になります。

1 款総務費152万3,000円は、システム改修事業委託料や保険証の郵送料などの経費となります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金8,207万5,000円は、徴収した保険料などを広域連合に納付したものでございます。

3 款諸支出金37万4,000円は、保険料の還付金と事務費精算による一般会計への繰出金です。

4 款予備費の充用はありませんでした。

以上、支出済額の合計は8,397万3,180円です。

次に、200ページを御覧ください。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額8,443万2,000円、歳出総額8,397万3,000円、歳入歳出差引額45万9,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は45万9,000円になります。

以上で令和3年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

次に、認定第5号について御説明いたします。

201ページを御覧ください。

認定第5号 令和3年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月5日 提出

大郷町長 田 中 学

決算内容について御説明いたします。

初めに、歳入です。

203ページの収入済額欄を御覧ください。

1 款分担金及び負担金214万5,000円は、下水道の受益者負担金となります。

2 款使用料及び手数料4,993万9,000円は、下水道使用料と公認業者登録手数料及び責任技術者登録手数料です。収入未済額27万5,000円は、下水道使用料分となりました。

3 款国庫支出金2,500万円は、マンホールポンプ長寿命化工事などに係る社会資本整備総合交付金となります。

4 款繰入金 1 億5,156万6,000円は、一般会計からの繰入金で、前年度比で528万3,000円の増となりました。

5 款繰越金856万円は、前年度からの繰越金です。

6 款諸収入138円は、排水設備指定工事店保証金の定期積立利子によるものでございます。

7 款町債2,280万円は、マンホールポンプ長寿命化工事に伴う下水道事業債などによるものです。

以上、収入済額合計 2 億6,001万2,637円です。

次のページを御覧ください。

歳出になります。

1 款下水道事業費 1 億1,664万3,000円は、職員の人件費、下水道施設管理に係る事務費及び下水道ストックマネジメント計画策定業務委託料、マンホールポンプの点検料、吉田川流域下水道維持管理負担金、雨水管渠工事に要した経費などです。前年度比で586万円の増となりました。

2 款公債費 1 億3,723万3,000円は、下水道事業債の元金並びに利子の償還金によるものです。前年度比で304万円の減となりました。

3 款予備費では、消費税納入のため、当初予算額50万円から11万2,000円を充用いたしました。

以上、支出済額の合計は 2 億5,387万7,178円です。

次に、214ページを御覧ください。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額 2 億6,001万3,000円、歳出総額 2 億5,387万7,000円、歳入歳出差引額613万6,000円になり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は613万6,000円になります。

以上で、令和 3 年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

次に、認定第 6 号について御説明いたします。

215ページを御覧ください。

認定第 6 号 令和 3 年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、令和 3 年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月5日 提出

大郷町長 田 中 学

決算内容について御説明いたします。

初めに、歳入です。

217ページの収入済額欄を御覧ください。

1 款分担金及び負担金15万1,000円は、農業集落排水受益者分担金です。

2 款使用料及び手数料573万円は、農業集落排水使用料で、収入未済額は9,000円です。

3 款繰入金4,278万3,000円。一般会計からの繰入金で、前年度比で612万円の減となりました。

4 款繰越金612万円は、前年度の繰越金です。

5 款町債130万円は、公営企業会計適用債となります。

以上、収入済額合計5,608万5,231円です。

次のページを御覧ください。

歳出になります。

1 款農業集落排水事業費2,602万4,000円は、職員の人件費、農業集落排水施設管理に係る事務費、マンホールポンプ清掃業務委託料等に要した経費となります。

2 款公債費2,715万3,000円は、下水道事業債の元金並びに利子の償還金です。

3 款予備費では、農業集落排水の使用料納入奨励金交付のため、当初予算額50万円から1万円を充用いたしました。

以上、支出済額の合計は5,317万8,370円です。

次に、226ページを御覧ください。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額5,608万5,000円、歳出総額5,317万8,000円、歳入歳出差引額が290万7,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は290万7,000円になります。

以上で令和3年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

次に、認定第7号について説明いたします。

227ページを御覧ください。

認定第7号 令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月5日 提出

大郷町長 田 中 学

決算内容について御説明いたします。

初めに、歳入です。

229ページの収入済額欄を御覧ください。

1 款分担金及び負担金58万2,000円は、浄化槽設置に伴う受益者負担金となります。

2 款使用料及び手数料2,119万円は、浄化槽使用料で、収入未済額は6万2,000円です。

3 款国庫支出金617万9,000円は、浄化槽設置に対する循環型社会形成推進交付金と、令和2年度地震災害に伴う廃棄物処理施設災害復旧補助金です。

4 款繰入金3,678万4,000円は、一般会計からの繰入金で、前年度比で688万4,000円の増となりました。

5 款繰越金599万8,000円は、前年度繰越金で、そのうち231万6,000円は繰越明許分となっています。

6 款諸収入28万2,000円は消費税還付金です。

7 款町債700万円は、浄化槽設置工事費に係る下水道事業債、地震災害に係る災害復旧事業債などです。前年度比で260万円の増となりました。

以上、収入済額合計7,801万7,116円です。

次のページを御覧ください。

歳出になります。

1 款合併浄化槽事業費5,924万8,000円は、職員の人件費、保守点検業務委託料、浄化槽設置工事、災害復旧工事などに要した経費です。前年度比で1,276万5,000円の増となりました。工事費の増が主な理由となります。また、翌年度繰越額は、合併浄化槽の修繕工事と災害復旧事業に係るものです。

2 款公債費874万1,000円は、町債の元金、利子の償還金です。

3 款予備費の充用はありませんでした。

以上、支出済額の合計は6,799万871円です。

次に、240ページを御覧ください。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額7,801万7,000円、歳出総額6,799万1,000円、歳入歳出差引額が1,002万6,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額734万8,000円、実質収支額は267万8,000円になります。

以上で令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

次に、認定第8号について御説明いたします。

241ページを御覧ください。

認定第8号 令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月5日 提出

大郷町長 田 中 学

決算内容について御説明いたします。

初めに、歳入です。

243ページの収入済額欄を御覧ください。

1 款国庫支出金8,812万5,000円は、中粕川の宅地かさ上げ事業に係る交付金で、収入未済額は、令和4年度への繰越事業に係るものです。

2 款繰入金 1 億5,184万3,000円は、一般会計からの繰入金で、前年度比で1 億3,122万5,000円の増となっています。

3 款繰越金1,157万4,000円は、前年度繰越金で、そのうち1,140万2,000円は繰越明許分となっています。

4 款財産収入278万4,000円は、恵の丘1区画分の販売収入、恵の丘分譲地は完売となっております。

5 款町債8,810万円は、中粕川の復興事業に係る災害復旧事業債、収入未済額は令和4年度への繰越事業に係るものです。

以上、収入済額合計 3 億4,242万7,005円です。

次のページを御覧ください。

歳出になります。

1 款宅地分譲事業費 3 億918万4,000円は、中粕川の復興事業に係る土地購入費や、宅地造成工事費、中村原地区の宅地造成工事や樹木伐採事業業務のほか、恵の丘売払い収入額の一般会計繰出金が主な支出となっております。また、翌年度繰越額は、中粕川の第2期宅地造成工事などに係るものです。

2 款公債費682万円は、町債の元金、利子の償還金です。

3 款予備費の充用はありませんでした。

以上、支出済額の合計は3億1,600万4,873円です。

次に、決算書252ページを御覧ください。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額3億4,242万7,000円、歳出総額3億1,600万5,000円、歳入歳出差引額2,642万2,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額2,109万円で、実質収支額は533万2,000円になります。

以上で令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

認定第1号から第8号まで、それぞれの事項別明細書を御覧いただき、御審査の上御理解を賜り、認定いただきますようお願いいたします。

議長（石川良彦君） 以上で認定第1号から認定第8号の説明を終わります。

次に、認定第9号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 認定第9号について御説明申し上げます。

259ページをお開き願います。

認定第9号 令和3年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月5日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、令和3年度の業務状況について御説明いたします。

271ページをお開き願います。

（1）業務量ですが、年度末における給水件数は2,541件で、前年度比43件、1.7%の増、給水人口は7,439人で、前年度比103人、1.4%の減です。年間総配水量は77万5,195立方メートルで、前年度比5万713立方メートル、6.1%の増、年間総有収水量は66万4,060立方メートルで、前年度比1,749立方メートル、0.3%の増です。また、有収率は85.7%で、前年度より5.5%の増となっております。

続きまして、（2）事業収入に関する事項ですが、事業収益が2億2,400万4,690円で、加入金や他会計補助金などの減により前年度比488万3,961円、2.1%の減となっております。

続きまして、次ページをお開き願います。

(3) 事業費用に関する事項ですが、事業費用が2億711万2,732円で、テレメーター管理通報装置システム構築業務などの完了により、前年度比1,955万5,841円、8.6%の減となっております。

収支におきましては、1,689万1,958円の純利益が生じております。

それでは、決算について御説明いたします。

260ページ、261ページをお開き願います。

決算額は、1,000円未満は省略させていただきます。

令和3年度大郷町水道事業決算報告書。

(1) 収益的収入及び支出。

収入です。

第1款水道事業収益は2億4,409万1,000円で、前年度比308万2,000円、1.2%の減です。

第1項営業収益2億2,373万8,000円は、水道料金、加入金、手数料及び公共下水道などへの事務受託料などです。コロナウイルス感染症対策として水道料金基本料の3か月減免が終了したことにより、前年度比2,178万8,000円、10.8%の減となっております。

第2項営業外収益2,035万3,000円は、預金の利息、他会計補助金、長期前受金戻入益が主なものです。コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金の終了により、前年度比2,487万円、55%の減です。

第3項特別収益はございません。

次に、支出です。

第1款水道事業費用は2億2,233万1,000円で、前年度比2,064万3,000円、8.5%の減です。

第1項営業費用2億975万4,000円は、大崎広域水道からの受水費、職員の人件費、水道施設の維持管理費、料金収納に係る委託料、消耗品並びに減価償却費などです。テレメーター管理通報装置システム構築業務の完了などにより、前年度比1,797万5,000円、7.9%の減です。

第2項営業外費用1,232万1,000円は、企業債の支払利息、消費税などです。前年度比284万1,000円、18.7%の減です。

第3項特別損失30万5,000円は、水道料金不納欠損処分によるもので、前年度比17万2,000円、129.5%の増です。

第4項予備費の支出についてはございません。

262ページをお開き願います。

(2) 資本的収入及び支出。

まず、収入です。

第1款資本的収入は1,949万1,000円で、前年度比363万7,000円、15.7%の減です。

第1項工事負担金はありません。

第2項他会計負担金99万1,000円は、中村原地区の消火栓設置によるもので、前年度比68万7,500円の減です。

第3項企業債1,850万円は、大松沢川原前地区配水管布設替え工事によるもので、前年度比420万円、29.4%の増です。

第4項国庫支出金、第5項出資金、第6項他会計補助金はありません。

次に、支出です。

第1款資本的支出は9,804万3,000円で、前年度比80万9,000円、0.8%の増です。

第1項資産購入費11万円は、水道用圧着機の購入によるものです。

第2項建設改良費5,487万5,000円は、丸山地区、大松沢川原前地区、中村原地区、中村東沢地区、川内地区の配水管布設替え工事、粕川地区、大松沢地区の石綿セメント管更新に伴う測量設計業務、丸山地区の上水道埋設部舗装本復旧工事が主なものです。前年度比122万3,000円、2.2%の減です。

第3項企業償還金4,267万1,000円は、企業債の元金償還分です。前年度比153万5,000円、3.7%の増です。

第4項補助金返還金38万7,000円は、粕川大橋添架管更新詳細設計業務に係る消費税などの実績報告に基づく返還額の確定によるものです。

続きまして、下の欄になりますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,855万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金7,364万4,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額490万8,000円で補填をしました。

次に、利益の処分について御説明申し上げます。

265ページをお開き願います。

令和3年度大郷町水道事業剰余金計算書。

こちらの表の右から3列目を御覧願います。

利益剰余金の未処分利益剰余金につきまして、当年度末残高ですが、前年度の処分後残高2億1,262万6,000円に当年度分変動額1,689万1,000円を加え、2億2,951万8,000円となりました。

下段の表の剰余金処分計算書のとおり、うち処分額についてはございませんので、未処分利益剰余金の処分後残高を2億2,951万8,000円とす

るものです。

以上で認定第9号の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました認定第9号につきまして、損益計算書などを御覧いただき、御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で認定第9号の説明を終わります。

これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員より決算審査結果の報告を求めます。代表監査委員 雫石 顕監査委員。

代表監査委員（雫石 顕君） こんにちは。

令和3年度各種会計決算審査意見書を基に、決算審査の結果の報告をさせていただきます。

まず、本意見書の提出について読み上げます。表紙の次のページです。

大郷監第16号

令和4年8月25日

大郷町長 田 中 学 殿

大郷町監査委員 雫 石 顕

大郷町監査委員 佐 藤 千加雄

令和3年度大郷町各種会計決算審査及び各基金の
運用状況の審査意見書の提出について

地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算書類、基金の運用状況を示す書類並びに水道事業会計決算書類を審査した結果、次のとおり意見を付して提出する。

本意見書が事前に配付されておりますこと、ただいま会計管理者及び地域整備課長より、令和3年度大郷町歳入歳出決算書の詳しい説明がありましたことから、本意見書の第1章 審査の概要、第2章 審査の結果については、要点のみの報告とさせていただきます、第3章 意見を述べさせていただきます。

52ページをお開きください。

第3章 審査に付された令和3年度大郷町一般会計及び7特別会計の歳入歳出決算書並びに水道事業会計決算書、財産に関する調書、基金運用状況の関係書類の提出を求め、決算等における計数は正確であるか、予算執行、歳入歳出事務及び財産管理事務が議決の趣旨及び関係法規に準拠し、事業の経営が経済的、効率的、かつ効果的に行われているか審

査を行った。

以上のことは、本意見書の1ページ、第1章 審査の概要、第1項審査の対象、第3項審査の方法についてであります。なお、第2項の審査の期間は、令和4年7月12日から8月1日までのうち13日間で行いました。

また、審査の結果の決算計数につきましては、2ページ、第2章第1項に記載のとおり、誤りはなく、適切に事務処理されておりました。

本文に戻ります。

事業の執行において、主に令和元年東日本台風の災害復旧事業、復興事業やまちづくり推進事業、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策事業や、各種給付金支給などの経済支援事業が推進された。

ほとんどの事業が可能な限り遅延なく進捗したと認められたが、各種イベント、社会教育活動が自粛、または縮小された。

今後も一層の組織力を発揮することで、事業運営に取り組み、万全を期されたい。

決算総額は、令和元年東日本台風災害復旧事業や、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る費用が歳入と歳出それぞれに大きく影響した決算となった。

詳しくは、2ページ以降の第2項一般会計及び特別会計の総括をお目通し願います。

一般会計では、歳入総額約75億3,320万円、前年度比16.3%減、歳出総額約68億1,769万円、前年度比18.7%の減。収支差引額約7億1,551万円で、前年度比16.5%の増となり、さらに、翌年度への繰越財源額、約1億8,844万円を差し引いた約5億1,707万円、前年度比24.6%の増が実質収支額となった。そのうち4億5,000万円を基金に繰り入れ、約7,707万円を残りの分ですけれども、次年度繰越金とした。なお、収入未済額が4億7,221万円となり、事故繰越額と繰越明許費の合計は約5億6,683万円となった。

これらのことについては、7ページからの一般会計（1）執行状況の表5、表6、表7などでお目通し願います。

次に、財源の構成において、構成比が一般財源で64.4%、特定財源では35.6%、また、自主財源は32.2%で、地方交付税等の依存財源の構成比は67.8%を示した。一般財源及び自主財源の構成比率の増加は、主に固定資産税などの町税増が反映したものである。依然として地方交付税歳出の性質別構成の状況においては、義務的経費の構成比は、前年度

比1.9%増と、著変はありませんが、公共施設の維持補修等経費、前年度比24.1%の増やまちづくり事業に係る補助費等、前年度比25.9%増及び他会計への繰出金、前年度比19.8%の増を増加したものの、災害復旧事業費、前年度比51.3%減、積立金、前年度比50.3%の減、補助費等、前年度比42.8%減が大きく減少した。

歳出合計において、災害復旧事業費の減少等が大きく影響した。前年度比18.7%の減となっております。

財政構造の弾力性を示す財務主要指標において、財政力指数は0.01ポイント減少したが、実質収支比率、経常収支比率、実質公債費比率の数値は前年度より改善した。

以上のことは、11ページから14ページの(2)財源の構成の推移、(3)歳出の性質別構成の状況と推移、(4)財政構造の弾力性の表8、表9、表10も併せてお目通し願います。

歳入の主なものは、依存財源である地方交付税の占める割合は大きいですが、次いで、新型コロナウイルスワクチン接種関係や、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業の原資となる国庫支出金が多い。次に、町税、カントリーエレベーター建設に伴う強い農業担い手づくり総合支援交付金等の県支出金と続いている。そのことから、令和元年東日本台風災害関連事業以上に、新型コロナウイルス感染症に係る地方特別交付金をはじめ、国庫、県支出金、町債、町税の歳入が総歳入額を押し上げたことが見て取れる。また、ふるさと納税による寄附金は今年度も半減した。収入未済額増大は、復興関連事業や災害復旧事業に係る国庫、県支出金、町債などに起因している。

歳出の主なものは、特別定額給付金給付事業などが減ったことにより、大幅な減額になったものである。庁舎建設基金積立てが増加したことなどによる総務管理費が最も多くなった。次いで、臨時特別給付金事業による民生費、稲作特別対策支援交付金を含む農林水産業費、災害復旧費、土木費が続いている。そのことから、歳入に変わらず、新型コロナウイルス感染症関連事業費の歳出が総歳出額を増加させた。また、前年度からの繰越事業は、引き続きの事業である災害復旧費約8億933万円、農業費5億9,868万円を含む19億6,907万7,000円となっている。不用額は、工事請負費等の事業経費の効率化に起因するところが最も多いが、本年度も新型コロナウイルス感染症対策の関連もあり、旅費、費用弁償、研修費、各種補助金や助成金等の支出減による不用額が散見された。

詳細は、14ページから30ページまでの(5)歳入歳出款別執行状況を

お目通し願います。

次に、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計においては、給付費等が増加している。給付費の抑制につながるよう健康指導等の対策を講じられたい。

決算内容につきましては、32ページ、国民健康保険特別会計、35ページ、介護保険特別会計、38ページ、後期高齢者医療特別会計の項目をお目通し願います。

議長（石川良彦君） ここで、昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時15分といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時15分 開議

議長（石川良彦君） 休憩前に続き会議を開きます。

午前に引き続き、監査委員より報告をお願いいたします。

代表監査委員（雫石 顕君） それでは、午前に引き続き始めます。

53ページの下から3行目から始めたいと思います。

下水道、農業集落排水、戸別合併処理浄化槽特別会計においては、収入の多くを一般会計からの繰入金、3特別会計への合計額の58.6%に依存しているが、利用者の負担を抑制しつつ、公共用水域の水質保全及び町民の生活様式の改善のため、水洗化加入促進に努められたい。

決算内容につきましては、39ページ、40ページ、41ページのそれぞれの特別会計の項目をお目通し願います。

次に、宅地分譲特別会計において、高崎団地、いわゆる恵の丘分譲地残り1区画が売れ、20区画が完売となった。また、中村地区と中粕川地区宅地造成事業が被災者支援と定住促進に機能するよう、早期の完工に努められたい。併せて、定住のためのPR活動を積極的に推進されたい。町債の元金償還が始まった事業もあり、また、新規事業の中粕川地区と中村原地区の宅地造成事業においても被災者支援と定住促進のため、事業が早く展開することを期待するとともに、計画的に実施されたい。

決算の内容につきましては、42ページの宅地分譲事業特別会計の項目をお目通し願います。

次に、水道事業会計において、事業運営では有収率が5.47%上昇した。漏水調査による修繕や水道管の更新、布設の成果と考える。今度とも石綿セメント管更新を含む建設改良事業の推進により、水道管の長寿命化を図られたい。また、経営成績及び財務状態において、企業債残高が5億5,671万9,106円あるが、計画的に企業債の発行と返済がなされている。

また、公営企業会計基準に準拠した会計処理がなされ、純利益1,689万1,958円を計上している。事業運営、経営成績及び財政状態につきましては、47ページ以降を参照願います。

次に、財産に関する調書において、行政財産、普通財産、出資による権利及び各種貸付資金の債権等に係る関係書類は適切に処理されている。

詳しくは、43ページ、44ページをお目通し願います。

各基金の運用状況において財源確保により庁舎建設基金並びに財政調整基金、減債基金への積立てを行い、財政基盤の強化がされた。今後は、特定目的基金及び定額運用基金も含め、適切で効果的運用を図られたい。

詳しくは、45ページ、46ページをお目通し願います。

令和3年度決算については、黒字決算となったが、生産年齢人口の減少に伴う税収減、高齢化に伴う扶助費等など、依然として財政を取り巻く環境は厳しく、予断を許さない。これからの財政運営に当たっては、国、県補助金や交付税措置などを十分に活用し、財源確保を行うことは言うまでもないが、施策推進に欠かせない自主財源が安定的にできる自立的で健全な財政構造の確立が必要である。終息が見えない新型コロナウイルス感染症により、景気動向など、先行きが不透明な経済情勢であるが、町民の負託に応え、行政信条に掲げた町民第一の下、大郷町総合計画を推進していくために、限りある財源を最大限に有効活用し、積極的な事業推進を図られたい。

決算審査に当たり、その他改善及び要望する点などは、次のとおりである。

1. 職員のワークライフバランスの確立と適正な人員配置を図られたい。併せて、公会計制度に移行される下水道関係3事業特別会計については、新たな課の新設などの組織改変を含み、体制強化を図られたい。

2. 現在運用しているシステムについて、バンダーロックインの状況にはないか、全課で検討課題として取り組んでいただきたい。

3. 町税や保険料並びに各種貸付金の収入未済金について、一定の収入成果が認められるが、大郷町債権管理条例を遵守し、徴収方法などの創意工夫により、さらなる収入成果の向上を図られたい。また、不納欠損処分の際は、実情調査や財産調査の実施を徹底していただきたい。

4. 株式会社おおさと地域振興公社の過年度返納金について、早期解消に努められたい。

5. 災害時の避難所開設等について、適正な配置を図られたい。

6. 新公会計導入に向けた備品台帳等の整理を図られたい。また、町

道等の未登記物件の登記業務をさらに推進する必要がある。

7. 各種契約事務については、予算成立後速やかな事務処理を計画的に行うとともに、当該契約等が複数の課に関係する場合は、連携を密にし、慎重な事務処理を図られたい。

8. 組織としてのチェック体制を見直し、厳格な内部統制の下、町民の信頼を失う事案が発生しないような取組と、職員に対する周知文書の徹底をされたい。

以上をもちまして、令和3年度各種会計決算審査に係る監査委員の意見といたします。

ありがとうございました。

議長（石川良彦君） 以上で決算審査結果の報告を終わります。

それでは、これより議案ごとに総括質疑を行います。

総括質疑については、各会計の決算全体にわたるものを中心に、会議規則第50条第3項並びに第51条の規定により行ってください。

なお、個別事項については、後ほど設置されます特別委員会において質問されるようお願いをいたします。

まず、認定第1号について総括質疑を行います。

総括質疑の発言通告がありますので、順次発言を許します。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） それでは、一般会計の認定について質問したいと思えます。

今監査委員からる詳細にわたる説明があったんですが、特に、この中で、私感じたのは、一番目にいわゆるふるさと納税の半減しているということで、この対策どのように考えておられるのか。

その原因と大きな意味での令和4年度の取組についてお聞きしたいと思えます。

それから、2番目には、各基金の運用状況について、今後特定目的基金及び定額運用基金も含め、適切で効果的な活用を図られたいということが54ページに書かれておりますが、このことについてどのように考えるのかお聞きしたいと思えます。

それから、3番目に、施策推進に欠かせない、いわゆる自主財源の安定確保、自立的で健全な財政の確立が必要だということを指摘しておりますが、令和3年度の取組はどうだったのか。このことについて。

令和4年度はどうやっていく考えなのか。それにかかなり経過しているわけですが、この3番目についての質問お聞きしたいと思えます。

その他、今最後に、8つにその他改善要望ということで、8つの項目が話しされましたが、この提案についてどのように考えておられるのか。令和3年度の教訓と令和4年度に対する姿勢についてお聞きしたいと思います。以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 千葉議員の令和3年度各種会計決算審査意見についての御質疑に答弁いたします。

先ほど零石代表監査委員から各種会計決算審査意見を賜りました。その中には、町の行財政に関わる御指摘や改善点、要望する意見を述べておられます。監査委員からの御指摘や改善点、要望する点につきましては、真摯に受け止め、改善や改革しなければならない点を今後も組織内部で調査検討し、誠実に実行してまいりたいと考えているところであります。

監査委員のこれまでの意見は、一般会計や特別会計、水道会計など、多岐にわたって述べておられます。また、個別事案も多いかと思っておりますが、御回答申し上げられる事項につきましては、後に設置される決算審査特別委員会の中で御質疑をいただければじっくり御答弁してまいりたいというふうに考えております。

ただいまの千葉議員の御質疑に対して答弁といたします。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ありがとうございます。

決算審査特別委員会を設けるということで、我々もそれに対応して考えておりますが、ただ、冒頭にお聞きしたのは、町長の姿勢が示されることによって、おのずから各担当課の課長を中心とした答弁も考え方に基づいた答弁が述べられるものという視点の基に町長の意見を賜ったわけですが、今の意見を聞きますと、意見にのっとって粛々と進めていくということでした。

内容については、評価しながら、特に、この一般財源についての確保、このことについては、令和3年度どのように対処されたのか。これは町長としてどのように今考えておられるのか。その辺だけでも結構ですから、ぜひ発言を、具体的な発言をお願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 組織として、全ての力を発揮して、この歳入に結びついたということですのでございます。

歳出についても質素儉約をしながら、余計な支出をしないようにとい

う、全職員、この考え方に立って、住民にしっかり寄り添った形で行政運営を執行することによって、お互いに理解され、我慢できるものは我慢するという、その姿勢に立って行政執行してきたということでありませう。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 去年の町長の方針は、夢に向かって進むという、たしか行政信条だったと思うんですが、どのように進められたのか、今年の実現ということですが、去年は推進だったのを進めると。この進めるに当たっての経過として、どのような成果が得られたのか。その辺、確認したいと思います。お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） まだ大きな夢は動いておりませんが、いずれ我々の町の姿勢が町内外、そしてまた、中央にもいろいろな形で町の姿勢が理解されているという雰囲気も伝わってきておりますので、いずれそのような町になろうかというふうに、大きな期待を持ってじっくり、後退することなく、前に進むという精神を貫いてまいります。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第1号の総括質疑を終わります。

次に、認定第2号について総括質疑を行います。

総括質疑の発言通告がありますので、順次発言を許します。

まず、12番千葉勇治議員、どうぞ。

12番（千葉勇治君） 監査意見書の中で、国民健康保険についても給付費の抑制につながるような健康指導の対策を講じられたいということで書かれておりますが、令和3年度においてどのような対策が講じられて、その辺がプラスになっているのか。前年度対比で、いわゆる令和2年度に対して、成果として出ているのか。マイナスになっているのか。その辺だけお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 千葉議員の給付費の抑制についての御質問でございますが、先ほど一般会計の総括で申し上げたとおり、これからの審査特別委員会での御質疑にお答えしていくという考えであります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 大きな意味でどうだったぐらいは出されないんですかね。

やっぱり審査の中でしか答弁できないということですか。今、認識されていないということで理解していいんですか。

議長（石川良彦君） 款項にわたっての質問にさせていただければと思います。大きな枠での総括質疑ということで。（「大きな枠だと思っけれどな」の声あり）そういうことでございます。どうぞ。

12番（千葉勇治君） 今の意見は小さいですか。私の意見。大きな意味で私はどうだったのかと。大事なんですよ。大事なもの。これ小さいですか。

議長（石川良彦君） 小さいとか大きいじゃなくて。（「款項に私は」の声あり）そうです。はい、どうぞ。

12番（千葉勇治君） 款にわたって私は問いただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（片倉 剛君） 給付費の抑制についてということに対して答弁させていただきます。

医療、介護に共通することでございますが、健康であるために健診などの各種事業を行い、健康増進に努めていきたいと思っております。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第2号の総括質疑を終わります。

次に、認定第3号について総括質疑を行います。

総括質疑の発言通告がありますので、発言を許します。

12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今町民課長から答弁ありましたが、介護保険につきましても、給付費の抑制につながるような健康指導対策について、どのようなことを講じられたのか、改めてお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 健康指導とかと、本来であれば総括質疑でなくやっただければと思いますけれども、保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

大きい意味で、先ほど町民課長も答弁させていただきましたが、健診をはじめとする各種事業を行い、健康増進に努めてまいったと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） 改めて、反省としての考えは何もなかったんですか。

議長（石川良彦君） 事業を推進した上での反省点をお伺いするということですか。いや、そこは総括的なことについては、御報告しているはずであ

りますので、予算の審議も議会でしておりますので、成果等については、先ほど会計管理者から、あるいは代表監査委員から説明もあったと思いますが、細部にわたっては、決算審査の中でお願いしたいと思いますが、よろしいですね。（「はい」の声あり）

ということでありますので、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第3号の総括質疑を終わります。

次に、認定第4号について総括質疑を行います。

総括質疑の発言通告がありますので、発言を許します。

12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 後期高齢者の負担が今年度からの、これは令和4年度の事業なんですけど、やはり4月から2割になるわけですが、令和3年度において後期高齢者のいわゆる受診体制、医療にかかる状況というのどうだったのか。その辺確認しておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 通告……、「通告によるものでは議長が駄目と言うからやっているんだよ」の声あり）通告でやっていますので。千葉議員。

12番（千葉勇治君） 後期高齢者の医療費についての抑制、給付費の抑制、御指導あるいは健康指導の対策を講じるということですが、講じられたいという意見がありますが、そのことについてどのように考えますか。お聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（片倉 剛君） お答えいたします。

先ほどの答弁と重複することにはなりますが、また、個別指導等により健康寿命を延ばしていきたいと思っております。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第4号の総括質疑を終わります。

次に、認定第5号について総括質疑を行います。

総括質疑の発言通告がありますので、順次発言を許します。

千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） これも私たちに常に議会として意見書として出している内容ですが、改善促進に努められたいということでございますが、実態としては、なかなか生活様式、改善するに当たっても、財政負担が生じ

るということで、かなり困難な面があると思うんですが、令和3年度においては、その辺どのような対策講じられましたか。お聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） これは、私なりに調査した結果でございますが、財政的にどうのこうのという、そういうものでないということに相手方の話を聞きますと、高齢者で今までの生活様式に慣れ親しんできて、何も今ここで住宅改造して、じじとばばが必要でないからしないんだと。大きなお世話だという話がほとんど高齢者世帯がそんな内容であります。

町で全部改造してくれるんだったらばやりますが、そういう財政的な負担が町にかけていられないから、我々は今これで十分だという答弁が多いようです。

その財源をどうするか。議員ひとつ我々に示していただきたいなというふうに思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 財源的に示してほしいということがあったので、あえて言えば、農業振興図って、もっともっと底上げを図って、農業所得を上げていくと。そこには活性化が出てくるということで、私は提言したいと思いますが、町長、それでいいんですか。できますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 本人は、改善後のいろいろな管理コストがかかると。乏しい国民年金で2人で生活しているのに、そんな余裕はないと。今の状態で十分だと、そういうことです。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうしますと、ここの意見書では、推進化を図られたいと、加入促進を図られたいという状況が説明、意見が出ているわけですが、この意見については、真っ向から町長は、それは受け付けないというような意見にも取られかねないと感じるわけなんです、この意見についてどのように考えますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 恐らく監査委員としての立場で執行者に注文つけているというふうに私は理解している。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第5号の総括質疑

を終わります。

次に、認定第6号について総括質疑を行います。

総括質疑の発言通告がありますので、発言を許します。

12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今と同じような、やはり下水道事業の特別会計と同じような内容になりますが、このことについてのいわゆる水質保全及び町民の生活様式の改善のための水洗化を図られたいということの意見がありますが、どのように考えますか。

議長（石川良彦君） 同じ答弁しかないんじゃないですか。（「でも、やっぱりこれ会計別だから」の声あり）その辺同じ内容の進め方でありますので、監査委員の意見も同じ意見ですので、意見というか、どうぞ千葉議員。

12番（千葉勇治君） 確認したいと思います。今のやつは、いわゆる先ほどの下水道事業の答弁と同じだと理解していいんですね。

議長（石川良彦君） 具体的に、町長、同じですよ。加入促進の取組というのは。はい、町長。

町長（田中 学君） 町では促進を図りたいということで、町民にいろいろなサービスをお願いしたいということで提案してございますが、やっぱり高齢者の皆さんは、今の生活様式で十分だと、余計な出費をかけたくないというのが本音なようです。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第6号の総括質疑を終わります

次に、認定第7号について総括質疑を行います。

総括質疑の発言通告がありますので、発言を許します。

12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） これも同じく、答弁が議長から同じような答弁になるのではないかとということでお叱り受けるかも分かりませんが、公共水域の水質保全及び町民の生活様式の改善のための、いわゆる水洗化を、加入促進を図られたい、努められたいという意見についてどう考えるのか、お聞きしたいと思います。同じなら同じで結構です。

議長（石川良彦君） 総括質疑の在り方、後で議論しますけれども、とりあえず答弁もらいますけれども、恐らく似たような答弁になると思います。

町長から、担当課長からでもいいんですけれども、努力しているんで

しょうから、地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 水洗化の促進についてということでございますが、これまでも広報やホームページ、上下水道フェアなどで水洗化の促進を図ってきたところです。

数年前から本来であれば行政区に行って相談会等開催して、水洗化の促進を図る計画をしていましたが、今回のコロナで現場に出れていないのが実態でございます。今後はこれまでやってきたこと、さらには、LINEなどのSNSを通じまして、復旧促進を図ってまいりたいと考えています。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第7号の総括質疑を終わります

次に、認定第8号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第8号の総括質疑を終わります

次に、認定第9号について総括質疑を行います。

総括質疑の発言通告がありますので、発言を許します。

12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 水道事業について、かなり老朽化が進んでいるという状況も今回出されておりますが、その対策について、令和3年度の取組、特に大きな取組はどうだったのかお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

老朽化についてでございますが、まず、石綿セメント管更新事業を実施いたしました。

これにつきましては、約全体の80%が更新終わってございます。

また、道路改良工事や漏水修繕の工事のことを併せまして、対策を講じているところでございます。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第9号の総括質疑を終わります

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第

9号までについて、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第9号までを、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで、特別委員会が設置されましたので、委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。

なお、特別委員会開催のため、暫時休憩といたします。

休憩中に特別委員会を開催し、委員長、副委員長を互選願います。

それでは、議員控室にお集まり願いたいと思っております。

暫時休憩といたします。

午 後 1時48分 休 憩

午 後 1時54分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

委員長には和賀直義議員、副委員長には吉田耕大議員、以上のとおり選任されました。

お諮りします。委員会審査のため、本日の会議終了から9月20日までの期間、本会議を休会にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議終了から9月20日までの期間、本会議を休会とすることに決定いたしました。

来る9月21日午前10時から本会議を開き、委員長の報告を求めます。

日程第12 報告第14号 健全化判断比率について

日程第13 報告第15号 資金不足比率について

議長（石川良彦君） 次に、日程第12、報告第14号 健全化判断比率について、及び日程第13、報告第15号 資金不足比率についてを一括議題といたします。

提出者から報告第14号及び報告第15号についての報告を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 報告第14号 健全化判断比率について御説明をいたします。

議案書1ページをお開き願います。

報告第14号 健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和3年度の健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和4年9月5日 提出

大郷町長 田 中 学

本件につきましては、令和3年度各種会計歳入歳出決算に基づき地方公共団体の財政の健全化に関する法律の定めるところにより計算した数値となっており、別紙監査委員の意見を付し報告するものでございます。

それでは、報告内容について御説明いたします。

実質赤字比率は、一般会計に生じている実質赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で示したものでございます。本町は、実質収支が黒字となっており、赤字ではありませんので、数値としては出てまいりません。なお、早期健全化基準となる比率は15.00でございます。

次に、連結実質赤字比率は、下水道事業特別会計などを含む全会計を対象とした実質赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で示したものです。昨年度は実質赤字ではありませんので、これも数値は出てまいりません。早期健全化基準となる比率は20.00でございます。

次に、実質公債費比率は、地方公共団体の地方債元利償還金の大きさを標準財政規模に対する過去3か年の平均とした割合を示したものでございます。令和3年度につきましては、8.4でございます。早期健全化基準は25.0でございますので、基準内の数字になってございます。なお、前年度につきましては、8.8であり、0.4ポイント減少しております。黒川行政組合の一部事務組合の起こした地方債に係る負担金及び水道事業特別会計の地方債の減による一般会計からの繰入金が増加したことなどが主な要因でございます。

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき負債について充当可能な基金等の金額を控除した実質的な負担額の標準財政規模に対する割合を示したものであり、今年度は数値としては出てまいりません。これは、一般会計の災害復旧事業債等の地方債の増などによる将来負担額は増加しますが、財政調整基金などの増加並びに災害対策債等の公債費の増などによる普通交付税が増加見込みにより、充当可能財源等が将来負担額

を上回ることによるものでございます。早期健全化基準は350.0ですので、これも基準内でございます。なお、前年度も数字は出ておりません。

次に、報告第15号 資金不足比率について御説明をいたします。

2 ページをお開き願います。

報告第15号 資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和3年度の公営企業資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和4年9月5日 提出

大郷町長 田 中 学

資金不足比率につきましては、水道事業、下水道事業などの公営企業の資金不足を料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものでございます。

対象となる会計は、公営企業法に基づく水道事業会計及び同法が準用されている下水道、農業集落排水、戸別合併処理浄化槽の各特別会計並びに宅地分譲事業特別会計が対象でございます。

いずれの会計も資金不足に至っていませんので、数値としては出てまいりません。

以上、報告第14号並びに第15号の内容につきましては、監査委員の審査を受け、審査意見書の提出を受けているものでございます。

以上のとおり御報告申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で報告第14号及び報告第15号の報告を終わります。

ここで、監査委員より財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果の報告を求めます。代表監査委員 雫石 顕 監査委員。

代表監査委員（雫石 顕君） それでは、令和3年度財政健全化判断比率等審査意見書を基に、審査の結果及び委員の意見を述べさせていただきます。

本意見書の提出にて、まず読み上げたいと思います。緑色の表紙の次のページをお開きください。

それでは、審査結果を報告いたします。

大郷 監 第 17 号

令和4年8月25日

大郷町長 田 中 学 殿

大郷町監査委員 雫 石 顕

大郷町監査委員 佐 藤 千加雄

令和3年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の

審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項並びに同法第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、次のとおり意見を提出する。

ただいま財政課長より詳しい説明がありましたことから、本町における令和3年度の財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査に係る結果及び監査委員の意見を意見書の朗読をもって述べさせていただきます。

本意見書の最終ページをお開きください。

審査の結果及び意見

財政健全化判断比率である実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支額が5億2,706万9,000円となり、赤字でないことから算出されない。また、実質公債費比率（過去3か年平均）は前年対比0.4%減の8.4%となった。早期健全化基準を下回る結果ではあるが、引き続き、適正な償還金を見据えた町債発行を行い、適正水準の維持に努められたい。将来負担比率についても、充当財源等が将来負担額を上回っているため、算出されない。

また、財政健全化法では公営企業に資金不足比率を設定している水道事業等において、資金不足比率は流動資産合計が流動負債合計より多いことにより該当しない。

本町の各指標は良好であるといえる。しかしながら、今後ますます少子高齢化の進行や過疎化が進むことで自主財源の減少が予想される。また、公共施設等の長寿命化に向けた事業等が増大することを鑑みると、財政負担の逼迫が予想される。経済的、かつ効率的な行財政運営を図り一層の財政健全化に努められたい。

以上をもって、審査の結果及び監査委員の意見とさせていただきます。

議長（石川良彦君） 以上で審査結果の報告を終わります。

健全化判断比率及び資金不足比率については報告のみとなります。

議長（石川良彦君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午 後 2 時 0 6 分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 千葉 恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員